



平成28年6月2日

各 位

会 社 名 互応化学工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤村 春輝

(コード番号 4962 東証 第二部)

問合せ先 常務取締役(管理部門担当) 西川 憲一

(TEL 0774-46-7777)

(訂正) 「平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

平成28年5月13日に発表いたしました「平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の内容の一部に、訂正すべき箇所がございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は下線 _____ を付して表示しております。

記

【訂正箇所 25 ページ】

5. 連結財務諸表

(5) 連結財務諸表に関する注記事項(有価証券関係)

4. 売却したその他有価証券

●訂正前

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	20,469	13,921	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	20,469	13,921	—

●訂正後

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	20,469	13,921	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	20,469	13,921	—

【訂正箇所 29 ページ】

5. 連結財務諸表

(5) 連結財務諸表に関する注記事項（税効果会計関係）

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

●訂正前

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.00%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

●訂正後

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.20%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

6. 個別財務諸表

(4) 個別財務諸表に関する注記事項（税効果会計関係）

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

●訂正前

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.00%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

●訂正後

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.20%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

以上